

養老鉄道レールチケットについて

養老町子育て世代 公共交通利用支援事業

子育て世代を対象として、養老鉄道の利用機会の創出を支援するため、回数券を交付します。(1世帯につき1年度内に1回)

○対象者

- ・町に住民登録をしている未就学児とその保護者など

○支援内容

- ・養老鉄道回数券マイレールチケット21(210円区間)の交付
※回数券は210円券×21枚つづり
(有効期間は交付の日から6カ月後の月末日まで)

未就学児が2人までの世帯 1冊

未就学児が3人以上の世帯 2冊

○申請に必要なもの

- ・保護者などの住所が確認できる書類(運転免許証、健康保険証 など)
- ・未就学児の住所および年齢が確認できる書類(健康保険証、医療受給者証 など)

詳しくは、建設課までお問い合わせください。

問 建設課 ☎32-5081

養老町高齢者 公共交通利用支援事業

高齢者が運転免許証を返納した後などの外出時の移動手段として、養老鉄道の利用を支援するため、回数券を交付します。
(1人につき1回限り)

○対象者(次の項目全てに該当する人)

- ・町に住民登録をしている人
- ・65歳以上の人(運転経歴証明書の交付日において)
- ・公安委員会が交付する運転経歴証明書の交付を受けている人
- ・運転経歴証明書の交付の日から起算して1年以内である人

○支援内容

養老鉄道回数券マイレールチケット21(210円区間)1冊の交付

※回数券は210円券×21枚つづり

(有効期間は交付の日から6カ月後の月末日まで)

○申請に必要なもの

- ・運転経歴証明書

詳しくは、建設課までお問い合わせください。

問 建設課 ☎32-5081

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間における電話相談所の開設について

1. 日時

11月18日(金)から24日(木)までの7日間
月曜日から金曜日は、8時30分から19時まで
土・日曜日は、10時から17時まで(平日は岐阜
地方方法務局人権擁護課に、土・日曜日は名古屋法
務局につながります。)

2. 受付電話番号 ☎0570-070-810

3. 相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

4. 相談の形態 電話相談

5. その他

上記強化週間以外の日でも、平日8時30分
から17時15分まで相談に応じています。

パソコン、携帯電話、スマートフォンから
も人権相談を受け付けています。

<http://www.jinken.go.jp/>(パソコン、携
帯電話、スマートフォン共通)

問 健康福祉課 ☎32-1105